

沖縄地区税関の官署名及び管轄区域の変更について

平素より税関行政に対しましては、格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

沖縄地区税関は、機構改正により、本年7月1日から、石垣税関支署平良出張所の名称及び沖縄税関支署の管轄区域が変更となりますので、お知らせします。具体的な改正内容は下記のとおりです。

記

① 官署名の変更

| | | | |
|-----|---------|-----|-------------|
| 新名称 | 宮古島税関支署 | 旧名称 | 石垣税関支署平良出張所 |
|-----|---------|-----|-------------|

※ 住所、電話番号に変更はございません。

(沖縄県宮古島市平良字西里7-21 平良港湾合同庁舎2階 TEL:0980-72-2313)

また、これまで平良出張所が管轄していた管轄地及び事務につきましては、すべて宮古島税関支署が引き継ぐこととなります。

② 沖縄税関支署の管轄区域

| | |
|---|---|
| 新 | 沖縄県のうち 沖縄市(キャンプ瑞慶覧を除く。) うるま市 国頭郡のうち金武町 中頭郡のうち嘉手納飛行場 |
| 旧 | 沖縄県のうち 宜野湾市 名護市 沖縄市 うるま市 国頭郡 中頭郡(中城村、西原町を除く。) |

※ 今回の改正により、沖縄税関支署の旧管轄から除かれた区域は、沖縄地区税関本関の管轄区域となります。

7月1日以降の申告・届出のあて先については、新しい管轄官署あてにお願いいたします。

以 上